

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第2期中期計画

第1 はじめに

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下、「法人」という。）は、平成19年度の設定以来「人としての尊厳を第一に安全・安心の医療をめざす」を基本理念に掲げ、公立病院として健全経営の下で精神科医療を中心とする事業に取り組んできた。休日・夜間を含む精神科救急医療、児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、司法精神科医療など、高度で専門的な政策医療を積極的に展開し、医療水準の高さと病院経営の健全さで全国的にも有数の病院として評価を受けるまでになった。

第2期中期計画においては、岡山県の中核病院として多様化する医療ニーズに対応するため、人材の確保と育成を図るとともに、先端技術の導入や診療情報のIT化など病院機能の高度化による精神科医療の充実と地域の保健・福祉機関、医療機関、教育機関との連携を強化しながら精神疾患を持つ人々の治療と地域生活支援にも重点を置くなど諸課題の解決に積極的に努める。

そのため、ここに第2期中期計画を定め、これに基づき引き続き法人の使命を達成すべく全職員が一丸となって中期目標達成のために業務遂行に当たることとする。

第2 中期計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮

(1) 政策的医療の推進

①良質で高度な医療の提供

- ・精神科医療の中核病院として、高度な判断を要する患者並びに対応困難な患者に対して早期寛解、早期社会復帰を実現するためにチーム医療の充実を図り良質で高度な医療の提供を行う。また、専門医、認定看護師等、高度で専門的な有資格者の確保に努める。
- ・治療ガイドライン、クリティカルパス、治療プログラム等を活用し治療の標準化に努める。
- ・精神疾患に対する予防の視点を重視し、早期において密度の濃い医療の提供に努め、その成果を情報発信する。

②精神科救急医療の充実

- ・岡山県精神科救急医療システム整備事業の下に民間病院では対応困難な患者に対して24時間365日受入れる体制を整備し、決して断らない病院を目指し精神科医療の中核としての役割を果たす。
- ・多様化する精神科救急医療ニーズに対応するため最先端医療機器・高度先進医療技術の導入を図り、病院機能を高度化する。

③心神喪失者等医療観察法に関する医療の充実

- ・入院処遇対象者に対して病状の改善及び再発防止を図り、早期社会復帰を目指してチーム医療を充実するとともに様々な社会資源の効果的な活用を行う。
- ・通院処遇対象者についても入院処遇時と同様にチーム医療で対応し、治療の継続と地域での生活支

援を行う。

(2) 児童・思春期精神科医療の充実

①児童・思春期専門外来の環境整備

- ・児童・思春期専門外来を既存施設外に独立させ、利用者の利便性を高めるとともにアメニティを充実させ受診しやすい環境を整備する。
- ・児童・思春期ディケアを設置し、発達障害圏の児童等の支援を行う。

②臨床研究の充実

- ・臨床研究部門の設置並びに専門職を配置し、広汎性発達障害児等児童・思春期に特有な精神疾患治療に関する調査研究を行う。
- ・他の医療機関、児童福祉機関等に対して、情報発信、研修会開催等に努め連携強化を図る。

③総合支援システムの構築

- ・虐待側（親等）のメンタルヘルスに対応するため、児童相談所や市町村、保健所、教育機関、医療機関との連携を取りながら診療実現に努め、家族修復に向けた総合的な支援を行う。

(3) 精神科医療水準の向上

①精神科医療従事者への研修

県内の精神科医療従事者及び関係機関職員の資質向上を目指し、研修生・実習生の受入れ、研修会の開催を実施する。

②調査・研究及び関係機関との連携

大学や他の医療機関等との連携を深めるため、臨床研究部門を設置して調査・研究を行い、学会等に成果を公表することにより精神科医療水準の向上を図る。

③海外の医療機関・研究機関との技術交流

先進医療を習得するため職員を海外に派遣し、調査研究等を行い医療水準の向上に努める。また、精神科医療が発展途上にある国からの研修生の受入れ等を積極的に行い、諸外国の医療水準向上に寄与するよう努める。

④治験の実施

治験への参加は、精神科医療向上のため必要であり、被治験者への理解を得られるよう十分な配慮を行い可能な限り実施する。

(4) 精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及

①普及活動

地域、事業所並びに医療機関等に対して精神科医療に関する情報発信を積極的に行い、精神障害者の社会復帰促進及び円滑な精神科医療提供への理解を深めるよう各種事業を実施する。

②ボランティアとの協働

地域住民や学生等ボランティアの受入れを積極的に行うとともに、地域との交流会の実施や各種行事に積極的に参加するように努める。また、断酒会等自助グループの活動を支援する。

(5) 災害対策

①災害支援

- ・県等の防災計画等に沿って医療支援を行うほか、県内精神科医療の提供レベルが低下しないように

被災者及び被災した医療機関等への支援を行う。

- ・他県への災害支援については、求められる支援を積極的に行う。
- ・地元町内会等と災害時における一時避難場所に関する協定を締結するなど、被災時の地域支援体制を整備する。

②危機管理体制

災害時の被害を最小限に止めるための対策を講じる。また、被災後の早期復旧が可能となるよう平時から施設の維持管理を徹底し、職員へ周知するなど危機管理体制の強化を行う。

2 患者や家族の視点に立った医療の提供

(1) 患者の権利を尊重した医療の提供

①患者への適切な情報提供

- ・患者中心の医療を常に実践し、インフォームド・コンセントを徹底する。また、セカンドオピニオンにも積極的に対応する。
- ・治療方針をはじめとし当センターの取組並びに地域医療機関との連携等について、わかりやすくホームページに掲載する等情報発信を充実する。

②職員教育

- ・全職員及び契約事業者が、法令等を遵守し、適切な言動が常にとれるよう職員教育を徹底し、患者の権利を尊重した患者中心の医療提供を実施する。

(2) 患者・家族の満足度の向上

①患者等へのサービスの向上

- ・相談窓口、意見箱等で寄せられる苦情及び相談内容やその対応等について全職員が情報共有できるシステムを構築し、医療並びにサービスの質の向上を図る。
- ・院内巡回を定期的実施し、基本方針である光・風・緑があふれる明るく快適なアメニティの提供を行う。
- ・診察時間の見直し、待ち時間の短縮など患者のニーズに沿った改善を行う。

②満足度調査の実施

患者満足度調査等の実施については、全国規模で実施されている調査事業に参加し、得られた指標等に基づき、今後も効率的に改善を図る。

3 医療の質及び安全の確保

(1) 医療水準の向上

①政策的医療の提供と情報公開

- ・公立病院としての使命を果たすため、効率的な診療情報管理の推進や積極的に最先端医療機器等を導入し、岡山県保健医療計画及び県民ニーズに沿った医療提供を実施する。
- ・診療実績並びに代表的な疾患の病態やその治療方針について、分かりやすくホームページや広報誌等に掲載するなどし、県民へ情報提供を行う。

②優れた医療従事者の確保

- ・優秀な医師の確保をはじめとし、高度で専門性を有する職員を外部から柔軟に登用できるよう多様な採用制度を導入する。

- ・質の高い看護職員及び医療従事者を確保するため、若年層の処遇に配慮した人事給与制度の構築を図る。
- ・患者の自立と社会参加へ向けて、早期社会復帰を促進するための専門職員を採用する。

③高度な専門性を持つ職員の養成

- ・専門職種については、専門性の高い資格取得に向けて、長期・短期留学等研修制度をより充実させ、専門医、認定医、認定看護師等の資格取得を促進する。
- ・海外における質の高い技術取得に向けて海外の病院、大学等における研修制度を充実させるための身分保証制度の整備を図る。

(2) 医療安全対策の徹底・検証

- ・全職員が患者の安全を最優先して対応が行われるよう医療安全研修の開催及び実務評価を徹底させ安全文化の醸成に努める。
- ・全職員が患者の安全を担保し適切な行動がとれるように情報収集・分析による医療安全対策の徹底・検証を実施する。

4 患者の自立と社会参加に向けての取組の強化

(1) リハビリテーションの充実

①精神科医療ニーズに即応する体制

- ・急性期と慢性期を区分し、リハビリ・クリティカルパスを活用して患者の疾病、病態、自立の程度にあわせたリハビリテーションを実施する。
- ・多職種によるチーム編成により、入院医療中心から地域生活中心にした医療への転換を図る。

②患者の自立と社会参加

- ・地域生活を支援する体制と施設を整備し、関係機関との連携を強化し、患者の自立と社会参加を支援する。

(2) 地域医療連携の強化、地域医療への貢献

- ・地域医療機関のニーズを把握し、連携及び協力体制の充実を図り、病態や患者のニーズに応じた紹介、逆紹介を積極的に行い病診・病病連携を推進する。
- ・精神科地域連携パスを構築し、円滑な地域連携の推進と社会資源の有効な活用に努める。
- ・身体合併症をもつ患者への適切な医療の提供を確保するため、他の医療機関との連携をより一層緊密なものとするよう努める。
- ・県内における精神科医療資源の乏しい地域でも住民が質の高い精神科医療を受けられるよう、地域の行政機関や医療機関と連携し医療従事者を派遣する。

(3) 訪問・通所型医療の提供

- ・地域で生活することを前提とした支援体制を整備する。
- ・ディケアやナイトケアなどの通所サービスの提供並びに専門職種による訪問支援や訪問看護等アウトリーチ支援を実施する。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 長期的な視点に立った病院経営戦略の構築

地方独立行政法人の特長である機動的かつ弾力的な意思決定方法をいかし、県民のニーズに沿った政策医療の推進と公立病院としての健全経営とが継続するよう努める。

2 業務運営の不断の見直し

(1) 予算執行について

運営費負担金の使途に関しては、その用途に透明性を担保する。また、診療報酬収入に基づく業務の執行に関しては、効率的でスピード感のある経営を行う。

(2) 委託、売買、請負等の契約について

- ・委託業務は、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、適正で効率的な委託業務の管理を行う。
- ・売買、請負等の契約については、透明性・公平性を確保すると同時に、緊急性のあるものや軽易なものについては、迅速かつ柔軟に対応する。
- ・薬品や診療材料、給食材料に関しては、市場価格の推移や必要性を基に適正かつ公正な価格にて購入する。

(3) 収入の確保

- ・病床管理を一元化し効率的な管理を実施する。
- ・請求漏れを防止し適正な診療報酬請求を行う。
- ・診療費の収納システムの見直しや支払い相談の実施等による未収金発生 of 未然防止対策を検討するとともに、未収金の早期回収を図る。

第5 予算、収支計画及び資金計画

「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた計画・対策を確実に実施することにより、財務内容の改善を図り、収支の黒字化を目指す。

- 1 予算 別紙1
- 2 収支計画 別紙2
- 3 資金計画 別紙3

注) 運営費負担金等

運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

第6 短期借入金の限度額

- 1 限度額 500百万円
- 2 想定される理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第7 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期目標期間中の計画はない。

第8 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等）に充てる。

第9 料金に関する事項

1 入院料及び諸料金

- (1) 入院料及び諸料金の額は、直近の厚生労働省告示の診療報酬の算定方法により算定した額の合計額とする。
- (2) 第1号に規定するものの他については、下表に掲げるとおりとし、下表に掲げる以外のものは、理事長が公共性・経済性の観点から総合的に勘案し別に定めるものとする。

区 分	単 位	金 額 (円)
診断書	簡易なもの 1通につき	1, 000
	複雑なもの 1通につき	4, 600
	その他のもの 1通につき	1, 700
診断書以外の証明書	1通につき	840
室料差額（医師の指示による入室の場合を除く。）	A室 1日につき	9, 600
	B室 1日につき	5, 300
	C室 1日につき	4, 900
	D室 1日につき	2, 200

2 徴収猶予

理事長は、1の事項による入院料及び諸料金の納付の資力がないと認める者、その他必要と認める者に対しては、相当の期間を定めて徴収を猶予することができる。

第10 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び医療機器の整備に関する計画（平成24年度～平成28年度）

入院棟の改修やデイケア施設整備をはじめとする大規模施設整備については、求められる機能を視野に入れ、計画的な施設整備を推進する。

2 適正な就労環境の整備と人事管理

(1) 就労環境の整備

- 働きやすい職場環境を整備し、定期的に職員のヘルスケアを実施する。

(2) 人事管理

①職員確保

- 良質で高度な医療を提供するため、医療需要の変化や政策的医療等に迅速に対応出来るよう効果的な人員確保に努める。

②人事評価制度

- 職員の業績や能力を職員の給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するために、更に公正で客観的な人事評価システムを構築する。

③給与制度

- ・職員の勤務成績や能力などを考慮し、意欲向上に資する給与制度の導入について検討する。

3 中期目標の期間を超える債務負担

(単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	1, 5 3 5	4, 5 5 1	6, 0 8 6

4 積立金の使途

前期中期目標期間繰越積立金については、病院の設備整備、計画的修繕、研究、医療機器の購入、移行前地方債償還債務の返済等、中期計画に定めた医療の確保の財源として充てる。

別紙1 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター予算（平成24年度～平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
営業収益	15,572
医業収益	13,128
運営費負担金収益	2,176
その他営業収益	267
営業外収益	419
運営費負担金収益	411
その他営業外収益	8
資本収入	1,023
運営費負担金	1,023
長期借入金	0
その他資本収入	0
その他収入	0
計	17,014
支 出	
営業費用	13,420
医業費用	12,318
給与費	8,695
材料費	1,231
経費	2,295
研究研修費	97
一般管理費	1,103
給与費	651
経費	452
営業外費用	916
資本支出	2,459
増改築工事	536
資産購入費	387
償還金	1,535
その他の支出	0
計	16,795

※各項目の数値は端数を四捨五入しており、各項目ごとの数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

別紙2 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター収支計画（平成24年度～平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	
営業収益	16,641
医業収益	13,128
運営費負担金収益	3,200
資産見返負債戻入	46
その他営業収益	267
営業外収益	419
運営費負担金収益	411
その他営業外収益	8
費用の部	
営業費用	15,146
医業費用	13,943
給与費	9,205
材料費	1,231
減価償却費	1,111
経費	2,299
研究研修費	97
一般管理費	1,203
給与費	680
減価償却費	71
経費	452
営業外費用	916
臨時損失	0
純利益	998
総利益	998

※各項目の数値は端数を四捨五入しており、各項目ごとの数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

※総利益には、設備取得資金償還に見合う経常費助成の運営費負担金収益が含まれる。

別紙3 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター資金計画（平成24年度～平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	19,365
業務活動による収入	15,991
診療業務による収入	13,128
運営費負担金による収入	2,587
その他業務活動による収入	275
投資活動による収入	1,023
運営費負担金による収入	1,023
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
金銭出資の受入による収入	0
長期借入による収入	0
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	2,351
資金支出	19,365
業務活動による支出	14,336
給与費支出	9,346
材料費支出	1,231
その他の業務活動による支出	3,760
投資活動による支出	923
有形固定資産の取得による支出	923
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	1,535
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,535
次期中期目標期間への繰越金	2,570

※各項目の数値は端数を四捨五入しており、各項目ごとの数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。